

コーポレート・ガバナンスの強化

ファミリーマートは、事業の持続的な発展と企業価値のさらなる向上のために、グループ全体でコーポレート・ガバナンスを強化し、経営の透明性・健全性の確保に取り組んでいます。

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が企業価値の向上につながるとの考えに基づき、透明度の高い経営システムの構築を図ることが重要と考えています。そのためには、法令遵守（コンプライアンス）体制ならびに業務の適正を確保するための体制を構築し、その上で情報開示（ディスクロージャー）を行い説明責任（アカウンタビリティ）を果たしていくことが、コーポレート・ガバナンスを確保することになると考えています。

コーポレート・ガバナンスの概要（2020年8月1日時点）

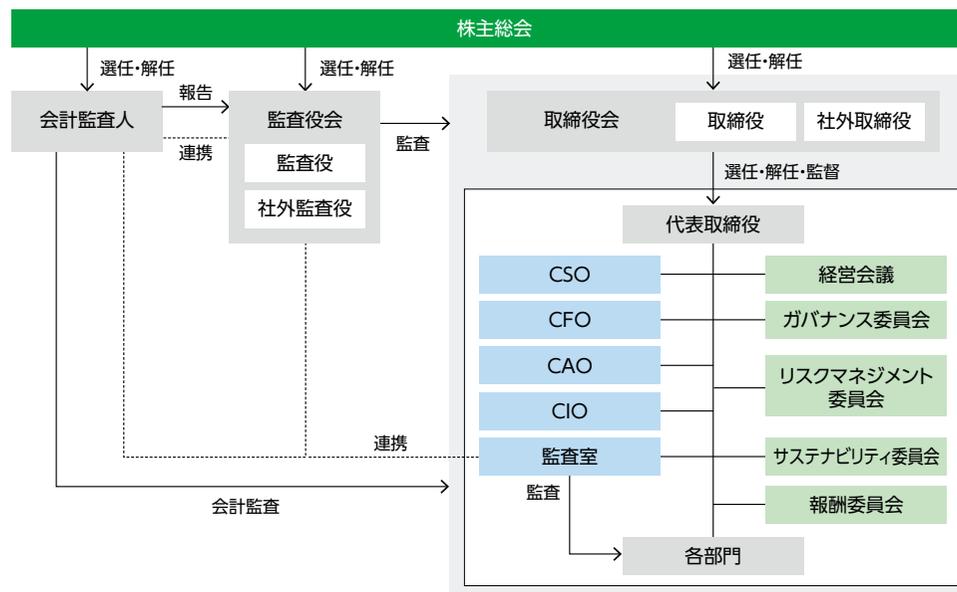
機関設計の形態	取締役会・監査役（監査役会）設置会社
執行役員制度の採用	有
取締役会の議長	代表取締役会長
取締役 人数	12名（うち、社外取締役4名）
任期	1年（社外取締役も同様）
取締役会開催状況*	開催回数：24回 出席率：98.9%
監査役 人数	4名（社外監査役2名）
任期	4年（社外監査役も同様）
監査役会開催状況*	開催回数：13回 出席率：98.7%
独立役員 人数	6名

※は2019年度の実績

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、監査役（監査役会）設置会社として、社外監査役を含めた監査役による監視・監督機能の充実と意思決定の透明性を確保しています。この監査役による経営監督を主軸とした企業統治体制に加えて、取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性を強化・向上させることを目的に、独立性の高い社外取締役を選任しています。社外取締役を含む取締役会と社外監査役が過半を占める監査役会を基礎とした現状の企業統治体制は、当社が構築すべきと考えている透明度の高い経営システムの構築に合致したものであると考えています。

コーポレート・ガバナンス体制図



CSO：最高戦略責任者 CFO：最高財務責任者 CAO：最高総務責任者 CIO：最高情報責任者

主要な委員会（代表取締役社長の諮問機関）の概要

ガバナンス委員会

- 委員長：取締役常務執行役員（CFO）
- 委員人数：4名
- 概要・目的：全社の内部統制システムの整備・運用状況の審議
- 2019年度の開催状況：3回

リスクマネジメント委員会

- 委員長：社外取締役
- 委員人数：5名
- 概要・目的：全社のリスク管理に関する活動を横断的に統括
- ※2019年10月発足

サステナビリティ委員会

- 委員長：執行役員（CAO）
- 委員人数：6名
- 概要・目的：全社のCSRおよびサステナビリティに関する活動を横断的に統括
- 2019年度の開催状況：2回

報酬委員会 新設

- 委員長：社外取締役
- 委員人数：4名
- 概要・目的：役員報酬決定プロセスの公正性、客観性および透明性の向上
- ※2020年3月発足

コーポレート・ガバナンスの強化

取締役会

当社の取締役会は12名の取締役で構成され、このうち独立社外取締役は4名（うち女性は2名）です。また監査役会は4名の監査役で構成され、このうち社外監査役は2名（うち女性は1名）です。実効性のある運営のために属性・経歴・専門分野等の面で多様性の一層の向上に努めています。2019年度は取締役会を24回開催し、会社の重要な業務執行の決定と職務の監督を行っています。また、迅速な意思決定・業務執行を強化するため執行役員制を採用し、取締役会の決議によって選任・業務分担し、担当業務を執行しています。（2020年8月1日時点）

2019年度の実効性評価の主な審議事項

- (株) パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスの株式追加取得の件
- 取締役会実効性評価
- コーポレートガバナンス報告書提出
- 政策保有株式の保有意義の検証
- マテリアリティ(重要課題)の見直し
- 『ファミマecoビジョン2050』の策定

取締役会の実効性評価と対応

当社では、取締役会の機能および実効性向上を目的として、取締役会の実効性評価を行っています。

評価に際しては、全取締役・監査役を対象にアンケートを行い、その回答の集計結果に基づき、取締役会において分析・評価を実施しています。

実効性評価の結果、得られた課題認識をもとに、当社の取締役会では、各種意思決定のための議論のほかに、当社の事

業や経営戦略に関連したトピックに関する意見交換のための時間を設け、特に独立社外取締役から忌憚のない意見・助言を得て、対応を図っています。

監査役会

監査役会は、4名の監査役（うち社外監査役2名）で構成され、2019年度においては13回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っています。監査役の職務を補助するため、監査役会事務局に専任の従業員を2名置いています。（2020年8月1日時点）

監査役会において定めた監査計画に基づき、全監査役が取締役会、常勤監査役が経営会議、リスクマネジメント委員会その他重要な会議へ出席し、また重要な決裁書類等の閲覧、代表取締役との定期会合(月1回)等により、監査の実効性の向上を図っています。その他、内部情報提供制度等の状況について報告を受け、また、監査室とは、定期会合(月1回)を設け情報交換・監査結果の報告等を受けています。さらに、会計監査人とは、会計監査の状況、子会社の監査結果等の報告を受ける機会を設け、重要課題等について意見交換を行っています。

取締役会の実効性評価の要領

評価対象年度	評価結果	課題	次年度以降における対応
2017年度	取締役会は概ね適切に機能している	独立社外役員に対する当社事業に関する情報提供の充実や、独立役員間での情報交換・認識共有の場の提供	独立社外役員を対象に中食製造工場視察や商品セミナー参加などを継続的に実施。また、独立社外役員のみを構成員とする「独立役員会」を設置、独立社外役員間のコミュニケーションを促進するとともに当社事業の課題等に対する助言を得る場を設けた。
2018年度	取締役会は概ね適切に機能している	取締役会の議題（役員報酬、経営幹部の選解任等）	前回評価と比較し、関連当事者との利益相反の適切な管理や独立社外者の会合において、改善が見られた。
2019年度	取締役会は概ね適切に機能している	社外取締役の人数・割合、代表取締役の後継者計画等	より客観的な立場からの提案に基づく議論が必要と判断し、報酬委員会を設置。また、社外取締役を増員し、構成比は全体の1/3となった。

グループ会社の監査役とは、グループ監査役連絡会を定期的に開催し、研修や議論を通じて監査方針等の情報共有やグループ内部統制の徹底を図っています。

グループ会社管理体制

当社からグループ各社への取締役および監査役の派遣、関係会社管理規程に基づく経営管理および経営指導を行っています。

また、関係会社管理規程において当社の事前承諾を要する事項、当社への報告事項を定め、子会社の重要事項について当社取締役会、経営会議等において審議しています。

リスク管理面においては、リスクマネジメント委員会の設置やコンプライアンス教育の実施等、グループ会社ごとに取り組んでおり、当社はそれらの状況に応じ、コンプライアンス・リスクマネジメント等の教育・研修の実施、研修資料の提供を行っているほか、関連規程や体制の整備について助言・指導を行い、グループ会社を含めた内部統制の推進を図っています。2020年度からは、グループ事業推進部を経営企画部に統合し、グループガバナンスの強化に向けた体制を整備しました。